

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	29
支出年月日	平成 30 年 8 月 6 日
支出項目	調査研究費 研修費 (広報費) 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 書

No. XXXXXXXXXX

日本新聞協会
 広報委員会 職員様
 2018 年 8 月 6 日

金 額	4	1	3	4	4	6	0
-----	---	---	---	---	---	---	---

但し 1120 円は税込代

上記金額正に領収致しました

区 分	受 入 金 額
現金	
小切手	
振 込	✓
消費税	

株式会社 神戸新聞総合折込

本 社 〒651-2241 神戸市西区室谷1丁目2番6号 TEL(078)580-1555

神戸営業所 〒650-0014 神戸市中央区東川崎町1-6-7 桜文ビル TEL(078)382-1000

加古川営業所 〒675-0036 加古川市加古川町木村745-5 TEL(078)421-3133

姫路営業所 〒671-0243 姫路市四軒町本郷字上代135番2 TEL(079)262-6268

東京営業所 〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目7番17号 TEL(03)3566-3033

保 印

支出内容 (按分の計算方法)	折込代 13.4.460円 + 振込料 324円
その他	B3 サイズ 3万部

* まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
 * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もおわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥134,460
振込手数料 ¥324

お受取人様

銀行
支店

当座

カ) コウケンテツコウオリコミ 様

お振込人は

ニッポンイックノカイ、アツツキカイイ
ソクソクカソクチヨウテラマイタカフ 様

お取扱日 30. 8. 5 電信振込
(振込予約 30. 8. 6)

取扱店	種別	年月日	時刻	印紙申告 済 付につき 差引 税務署承認済
		30. 8. 5	16:33	
銀行番号	口座番号			

三井住友銀行

日本
維新の会
通信

芦屋維新プレス

平成30年夏号

日本維新の会芦屋市議会議員団 TEL:079-2501 FAX:079-2502



大原 裕貴 代表議員

兵庫県立、昭和59年2月25日生まれ。134期、
シドニー日本人学校、関西学院大学部、関西
学院大学部、同志社大学経済学部卒。芦屋市
議会議員(2期)、システムエンジニアとして勤務。
兵庫県議会議員(2期)、平成27年市議会議員

寺前 尊文 代表議員

建設省政務次官補佐、芦屋市、芦屋市長まで
く(1期)芦屋市長(2期)、平成15年、京都府の久留
川、東洋大学大学院博士課程修了(経済学)
博士(経済学) / 経営学修士(経営学) / 経営学
士(経営学) / 7期(15女2男)



日本維新の会の予算要望が具体化へ！



「予算要望」とは来たる次年度に備え、予算編成の段階から特設に配慮して欲しい事業について市長、副市長、財政担当課に審面を以て申し入れる活動です。芦屋市議会では各会派が慣例的に実施していますが、日本維新の会として過去に申し入れた予算要望のうち、具体的に前進した事例をご紹介します。

●オープンデータの民間活用について、研究すること

⇒民間団体の行政参画制度を活用した官民協働の取り組みに着手。掲載データを充実するとともに、民間との協議を進めている。また、創業支援施設とも連携し、ICT関連企業の市内での起業などに繋がるよう進める。
(平成30年3月定例会代表質問より)

●ゴミ焼却施設の更新は、広域行政による西宮市西部総合処理センターとの統合を検討すること

⇒現在、西宮市と統合に向け協議中。西宮市も「今年度上半期中に方向性を出したい」と議会で答弁。

●国民健康保険証に「ジェネリック医薬品を希望する」ことを明示できるようにすること

⇒平成29年11月に対象者へ送付 (P3を参照)

●芦屋市総合公園内にドッグランを設置すること

⇒来年度中に設置を計画

●阪神本線の連続立体交差化事業について、工法や事業費の調査研究に着手すること

⇒平成30年度から事業調査へ。(あくまでも調査結果次第で事業実施は未定)

●教科書展示会を芦屋市内で実施するよう県教育委員会と調整すること

⇒平成30年6月、図書館と市役所北館にて実施

タウンミーティング開催のお知らせ

会場①/芦屋市民センター 203室
日 時/平成29年8月19日(日) 午後10時
会場②/芦屋市総合センター3階 会議室1
日 時/平成29年8月26日(日) 午後2時



【開催内容】 事業立案の方針に市民が関与に対する
意見を述べていただきます。議案の
ごへの意見、ご質問の受付も致
します。ご質問の受付も致し
たいと承知しております。
いずれも事前申込が必要、お電話にお願い

議会報告 寺前 尊文

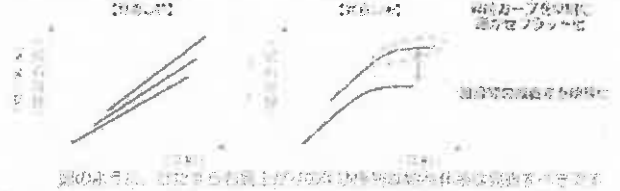
■公務員の年功序列な右肩上がりの給与体系は見直すべき！ 平成29年9月議会

質問 戸屋市職員の給与表では、下級で勤続年数の多い職員と上級で年数の少ない職員との給与が逆転しており、差額も大きい。下級職員の給与が上級職員の給与を上回ることは、昇任や昇級に対するモチベーションに良い影響があるとは思えない。本件に対してどのように認識しているか。

答弁 職員の年齢が大きい場合、下位の物の職員が上位の物の職員の給与を上回ることもあるが、歳長のモチベーションは給与の額だけではなく、昇任に伴う職責ややりがいなども大きな要素であると認識している。

質問 給料額の逆転をまたいでの昇格定年、号給ごとの上げ幅の引き上げ、号給額の削減を提案する。

答弁 昇格昇給を実現できなくなることや、号給給に適正な差額を設けて全体の給与体系を構築していることから、昇任のとこる見直しをえはない。



さらすの質問 職行制度で地勤任しなくても20年以上連続で勤続し続けます。戸屋市では55歳で昇給停止していますが、年功による昇給は40歳代半ばまでにして、後は昇任による昇給に依りて昇給すべきと考えます。

■阪神戸屋駅バス停にバスシェルターを！ 平成29年12月議会

質問 阪神戸屋駅バス停は乗客数も多く、雨天時は屋根下に収まらない乗客が傘を差して列を成す現状を鑑み、シェルターを要望する。バス乗降場は製鉄会社により設置されるべきだが、本乗降場は市役所庁舎の敷地内に設けられているため、パブリックスペースとして市でシェルター型カーブを設置してほしい。

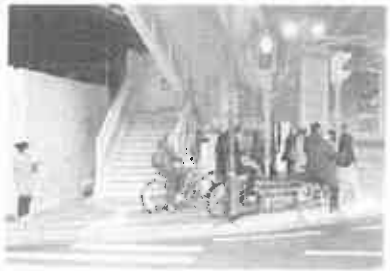


答弁 阪神戸屋駅バス停へのシェルター型カーブは、乗降場を兼ねた歩道の整備が優先的に進められるため、資材費・運搬費に増額を及ぼすもの見込みではないが、主体である市役所バスと連携していく。

さらすの質問 雨天時、阪神戸屋駅前のバス停にも大型屋根が必要と考えますが、県や経済界との協議が課題となります。バス会社と民間業者との調整で施工可能な阪神戸屋駅を優先して取り上げました。

■精道交差点の歩行者スペースの確保を！ 平成29年12月議会

質問 精道交差点の歩道橋の内、分庁舎側（北東側）に横がる乗来車流を止め、当該部分の歩道により、精道交差点における歩行者スペースを確保できる。国・県警察側と調整に向けた協議を求め。



答弁 歩道橋上乗部分の歩道は、歩行者除雪機の走行等の設置と歩道部分の拡張整備完了後、道路橋として利用する精道小学校や地域の皆様のご意見も伺いながら、歩道橋の老朽化の修繕に依りて国と調整していく。

さらすの質問 交差点北側にエレベーターの設置以降、北東部分の必要感が薄れました。急傾斜な当該部分を撤去して、広くした歩行者スペースを確保すべきです。

■ジェネリック医薬品の促進で医薬品費の節減を！ 平成29年12月議会

質問 平成30年より国保保険料にジェネリック医薬品の希望を明示するコースを準備されたことをご報告したい。どのように活用を促進していく考えか。

答弁 ジェネリック医薬品利用率を向上した保険料ケースは、保険料滞り時のチラシやホームページ等で周知しているが、今後は当該希望を掲げて医師の処方や薬局にも紹介していく。

質問 保険料滞り後の処置については、以前から現行の8割から9割の滞り率を減らすことで1割あたりの負担を軽減するよう求めてきたが、その状況はどうなったか。

答弁 保険料の滞り率は、平成30年度からの事業の広域化に依りて、現行の8割から9割の滞り率に変更する。

さらすの質問 滞り率を増やすことで納付者の負担を軽減したいと思い、前年から提案してきました。

国保・国保後援者さまへ
ジェネリック医薬品を希望します
国保料滞り時のチラシやホームページ等で周知しているが、今後は当該希望を掲げて医師の処方や薬局にも紹介していく。

戸屋市
国保料滞り時の処置についてご報告を！

『2025年日本万国博覧会の大阪誘致に関する決議』が可決されました！

先般開催された平成30年6月定例会において、『2025年日本万国博覧会の大阪誘致に関する決議』が可決されました。

芦屋市議会では、3月に「2025年日本万国博覧会誘致委員会」から依頼を受けて以降、議会としての対応について、協議を進めてきました。全会一致での可決を目指して協議を進めてきましたが、残念ながら全会一致での決定は見られませんでした。なので、6月定例会において、あしや真政会、公明党、無所属議員、そして日本維新の会芦屋市議会議員団の連名にて議案を提出。6月21日の本会議において、賛成多数で可決されました。

決議文の中では、以下のように記しています。

大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう機会となり、関西全体の観光・文化・交流の促進につながるものである。

(中略)

本市としても、阪神・淡路大震災を乗り越えて、住宅都市としてさらに発展し続ける力強い姿を発信するまたとない機会である。

万博誘致については、日本維新の会としても実現に向けて精力的に取り組んでいる政策です。会派としても当然推進すべきと考えています。ただ、芦屋の発展を考えると関西の中心である大阪の発展は避けては通れません。決議文にもあるように、大阪での万博開催は大阪の発展にも繋がります。芦屋市議会として誘致実現に向けた取り組みを積極的に推進して行けるよう、会派としても尽力してまいります。

※決議文の全文については、芦屋市議会HPを参照。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/shigi/documents/giinntaisyutu24gou.pdf>



政務活動費使途公開 平成27年度分

科目	金額	備考
調査研究費	64,540	視察等に要した交通費
研修費	7,290	研修参加費およびそれに要した交通費
広報費	293,120	会派広報誌の印刷、配布に要した経費
広聴費	7,550	会派広聴会の会場費、配布資料作成費
要請・情報活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	10,456	議会用タブレットのキーボード購入費ほか
資料購入費	22,983	新聞購読料
人件費	0	
事務所費	159,024	事務所賃料の4分の1
支出合計	564,963	

政務活動費

1,680,000円 (月額7万円×12ヶ月×2人)

残額

1,115,037円 ⇒ 芦屋市の財源へ戻入

芦屋市議会基本条例ではガソリン代、電話代にも上限額内での使用が認められていますが、日本維新の会芦屋市議会議員団では会派でルールを定め、公私の区別が曖昧な支出に対する政務活動費の適用除外としました。

芦屋市議会ホームページでは政務活動費の金銭出納簿、領収書の写しを公開していますので、そちらもご参照下さい。

編集後記

先日配布された「芦屋市議会だより」に掲載した「プラタモリで全国に芦屋の魅力を発信せよ」という記事に賛和感を覚えた方もおられるかもしれませんが、これを議会で取り上げたエピソードを紹介いたします。

1月20日に同番組で「田園調布」が放送されたことで、私の心に火が付きまして、2月にはNHKに直接電話をして取材要請をしました。偶然に向番組チーフディレクターと繋がりが、番組構成について話したところ「芦屋ですか！面白そうだなあ、是非行ってみたいよね」との前向きな返答がありました。

しかし、こんな番組事情があることも教えてくれました。「まずは全県制覇ですね。まだ行けていない県もあり、そういう地域からオファーも多いんです」。兵庫県では過去に神戸、宝塚、有馬と3回の放送がありました。しばらく時間は要しますが、近い将来に「芦屋〜なび高級住宅地として発展したか〜」という番組を実現させる野望に燃えています。

(寺前厚文)

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	30
支出年月日	平成 30 年 8 月 9 日
支出項目	調査研究費 研修費 (広報費) 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

領 収 証

日本維新の会 藤原 謙二 様

No. _____

平成 30 年 8 月 9 日

金額

7230.004-

但し 日本維新の会 藤原 謙二 様
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

有限会社 又ノ又印刷工房

TOTAL PRINTING OFFICE

泉南市新家4509-4 コスモビル2F 新家1-208号 / 〒590-0503
TEL 072-480-2760 / FAX 072-480-2759

支出内容 (按分の計算方法)	制作代 230.004円 + 振込料 432円
その他	B3 サイズ 3万5千部 (うち二つ折 3万部、四つ折 5千部)

* まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

* 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

お振込

お振込金額 ¥230,004
振込手数料 ¥432

お受取人は

[Redacted]

普通

2.ヌノタインサフコワホウ様

お振込人は

ニッポ*ンイシンノカイ、アシヤシキ*カイキ*イン
タ*ン カンジ*チヨウ オオハラ ユウキ 様

お取扱日30. 8. 9 電信振込

振込先	振込	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき差引 税務署承認済
[Redacted]	[Redacted]	30. 8. 9	10:30	
銀行番号	支店番号	口座番号	[Redacted]	

三井住友銀行

請求書

平成30年 8 月 9 日

No. _____

日本維新の会 芦屋市議員 様

有限会社 ヌノタ印刷工房
TOTAL PRINTING OFFICE

泉南市新家4509-4 コスモビルズ新家1-205号 / 〒690-0503
TEL 072-480-2760 / FAX 072-480-2759

下記のとおりご請求いたします

品名	数量	単価	金額	摘要
1 芦屋維新プレス直書				
2 B3 2冊	3冊	}	230004	
3 4冊	5冊			
4				
5				
6				
7				
合計			230004	
税率	8%	消費税額		税込合計金額 ¥239,004

新入選議員

選挙

選挙

A S H I Y A I S H I N P R E S S

日本
維新の会
通信

芦屋維新プレス

平成30年夏号

日本維新の会芦屋市議会議員団 TEL: 078-7136-2046



大原 裕貴

兵庫県立大学 経済学部 経済学専攻 経済学系 准教授
2017年、日本大学 文芸学部 文学系 文学専攻 准教授
2018年、神戸大学 経済学部 経済学系 准教授
2019年、芦屋市議会議員に当選



寺前 尊文

兵庫県立大学 経済学部 経済学系 准教授
2017年、日本大学 文芸学部 文学系 文学専攻 准教授
2018年、神戸大学 経済学部 経済学系 准教授
2019年、芦屋市議会議員に当選

日本維新の会の予算要望が具体化へ！



「予算要望」とは来たる次年度に備え、予算編成の段階から特段に配慮して欲しい事業について市長、副市長、財政担当課に書面を以て申し入れる活動です。芦屋市議会では各会派が慣例的に実施していますが、日本維新の会として過去に申し入れた予算要望のうち、具体的に前進した事例をご紹介します。

●オープンデータの民間活用について、研究すること

民間団体の行政参画制度を活用した市民協働の取り組みに着手。機械データを充実するとともに、民間との協働を進めている。また、創業支援施策とも連携し、ICT関連企業の市内での起業などに繋がるよう進める。
(平成30年3月定例会代表質問より)

●ゴミ焼却施設の更新は、広域行政による西宮市西部総合処理センターとの統合を検討すること

現在、西宮市と統合に向け協議中。西宮市も「今年度上半期中に方向性を出したい」と議会で答弁。

●国民健康保険証に「ジェネリック医薬品を希望する」ことを明示できるようにすること

平成29年11月に対象者へ送付（P3を参照）

●芦屋市総合公園内にドッグランを設置すること

来年度中に設置を計画

●阪神本線の連続立体交差化事業について、工法や事業費の調査研究に着手すること

平成30年度から事業調査へ（あくまでも調査結果次第で事業実施は未定）

●教科書展示会を芦屋市内で実施するよう県教育委員会と調整すること

平成30年6月、図書館と市役所北館にて実施

タウンミーティング開催のお知らせ

Town meeting

会場①/芦屋市民センター 203室
日 6 / 平成29年6月19日 (日) 午前10時

会場②/芦屋市福祉センター3号 会議室1
日 8 / 平成29年8月26日 (日) 午後2時



開催内容
実施された方針や報告や議会に対する要望を出していたりします。ご参加の方へは、議員の報告や議決案のあり方、芦屋市議会の報告等、ご自身の質問についても対応したいと考えています。
いずれも事前申し込み不要、お気軽に参加ください

議会報告 寺前 淳文

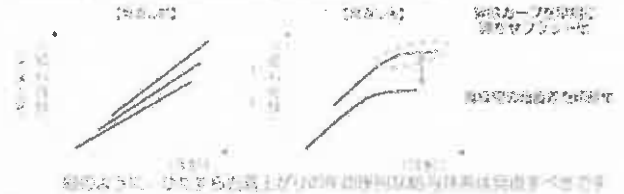
■公務員の年功序列な右肩上がりの給与体系は見直すべき！ 平成29年9月議会

質問 会田市職給料率では、下級で勤続年数の多い職級と上級で年数の少ない職級の給料が逆転しており、差額も大きい。下級階級の給料が上級階級の給料を上回ることは、昇任や昇級に対するモチベーションに良い影響があるとは思えない。本件に対してどのように認識しているか。

答 現給の年功差が大きい場合、下級の時の現給が上級の時の現給の給料を上回ることもあるが、現給のモチベーションは給料の額だけではなく、昇任に伴う職責ややりがいなども大きな要素であると認識している。

質問 給料額の逆転をまたいでの昇任変更、昇任ごとの上限額の引き下げ、昇給額の削減を提案する。

答 待遇所得を削減できなくなることや、給与給に連動した差額を削いで全体の給与体系を構築していることから、現在のところ賛成は考えていない。



ご質問の趣旨 現行制度では昇任しなくても20年以上勤務で昇給し続けられ、昇任前では53歳で昇給停止としていますが、年功による昇給は40歳前半までにして、後は昇任による昇給に応じて昇給すべきと考えます。

■阪神芦屋駅バス停にバスシェルターを！ 平成29年12月議会

質問 阪神芦屋駅バス停は乗客数を多く、雨天時は屋根下に収まらない状況が頻りに発生し列を待つ状況を生み、シェルター化を提案する。バス乗降数は乗客数により削減されるべきだが、本線駅前は府役所が自治体用地に譲渡されているが、パブリックスペースとしてバスシェルター設置を提案して欲しい。



答 阪神芦屋駅バス停へのシェルター設置は、乗客数を減らす必要が条件が片倉敷地に含まれるため、屋根・遮り面に影響を及ぼすものは検討できないが、実現を目指す必要がありと認識している。

ご質問の趣旨 芦屋駅、阪神芦屋駅前のバス停にも大屋根が必要と考えますが、乗り場構造との調整が必要となり、バス会社と調整のうえでの調整で施工が可能な場合は提案して取り上げました。

■精道文差点の歩行者スペースの確保を！ 平成29年12月議会

質問 精道文差点の歩道橋の内、分庁舎裏（交差点北東部）に傾がる階段の撤去を求める。当該部分の撤去により、精道文差点における歩行者スペースが確保できる。階段撤去と傾斜に向けた協議を要する。



答 歩道橋の撤去部分の撤去は、分庁舎裏側後の増設部分の設置と歩道部分の増設を完了後、通学路として利用する児童小中学校や地域の皆様のご意見も伺いながら、歩道橋の老朽化の状況に応じて償と協議していく。

ご質問の趣旨 児童通学路にエレベーターの設置は、北東部分の必要性が薄れました。当該部分を撤去して、広々とした歩行者スペースを確保すべきです。

■ジェネリック医薬品の促進で医薬品費の削減を！ 平成29年12月議会

質問 平成30年より国保医療費にジェネリック医薬品の新薬を所収するケースを添付されたことを見逃さない。どのように運用を構築していくか。

答 ジェネリック医薬品を所収した保険証ケースは、厚労省からのチラシやホームページ等で周知しているが、今後第三者を介して周知機関や医師からも周知していく。

質問 医師報酬が保険の納期については、以前から現行の8割から分別賦課を越やすことで1割あたりの削減を希望するよう求めてきたが、実現状況はどうか。

答 医師報酬の削減は、平成30年度からの事業の状況化に合わせて、現行の8割から1割の削減に努める。

ご質問の趣旨 削減を促すことで納付者の負担を軽減したいと思い、数年前から提案してきました。

医師・薬剤師の皆さまへ
ジェネリック医薬品を
希望します
戸屋市

『2025年日本万国博覧会の大阪誘致に関する決議』が可決されました！

先般開催された平成30年6月定例会において、『2025年日本万国博覧会の大阪誘致に関する決議』が可決されました。

芦屋市議会では、3月に『2025年日本万国博覧会誘致委員会』から依頼を受けて以降、議会としての対応について、協議を進めてきました。全会一致での可決を目指して協議を進めてきましたが、残念ながら全会一致での決定は見られませんでした。なので、6月定例会において、あしや真政会、公明党、無所属議員、そして日本維新の会芦屋市議会議員団の連名にて議案を提出。6月21日の本会議において、賛成多数で可決されました。

決議文の中では、以下のように記しています。

大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう機会となり、関西全体の観光・文化・交流の促進につながるものである。

(中略)

本市としても、阪神・淡路大震災を乗り越えて、住宅都市としてさらに発展し続ける力強い姿を発信するまたとない機会である。

万博誘致については、日本維新の会としても実現に向けて積極的に取り組んでいる政策です。会派としても当然推進すべきと考えています。ただ、芦屋の発展を考えると関西の中心である大阪の発展は避けては通れません。決議文にもあるように、大阪での万博開催は大阪の発展にも繋がります。芦屋市議会として誘致実現に向けた取り組みを積極的に推進して行けるよう、会派としても尽力してまいります。

※決議文の全文については、芦屋市議会HPを参照。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/shigi/documents/giinntaisyutu24gou.pdf>



政務活動費使途公開 平成27年度分

科目	金額	備考
調査研究費	64,340	視察等に要した交通費
研修費	7,290	研修参访費およびそれに要した交通費
広報費	293,120	会派直報紙の印刷、配布に要した経費
広聴費	7,550	会派広聴会の会場費、配布資料作成費
委員・顧問等	0	
会議費	0	
資料作成費	10,456	議会用タブレットのキーボード購入費ほか
資料購入費	22,963	新聞購読料
人件費	0	
事務所費	159,024	事務所資料の4分の1
支出合計	564,963	

政務活動費

1,680,000円 (月額7万円×12ヶ月×2人)

残額

1,115,037円 ⇒ 芦屋市の財源へ戻入

芦屋市議会基本条例ではガソリン代、電話代にも上限額内での使用が認められていますが、日本維新の会芦屋市議会議員団では会派でルールを定め、公私の区別が曖昧な支出に対する政務活動費の適用除外としました。

芦屋市議会ホームページでは政務活動費の定額出納簿、領収書の写しを公開していますので、そちらもご参照下さい。

編集後記

先般配布された『芦屋市議会だより』に掲載した『ブラクソリで全国に芦屋の魅力を発信せよ』という記事に違和感を覚えた方もおられるかもしれません。これを議会でも取り上げたエピソードを紹介します。

1月20日に同番組で『田舎調布』が放送されたことで、私の心に火が付きました。2月にはNHKに電話連絡をして取材要請をしました。偶然にも番組チーフディレクターと繋がり、番組編成について話したところ『芦屋ですか！面白そうですね、是非行ってみたいよね』との前向きな返答がありました。

しかし、こんな幸運事情があることも覚えてくれました。「まずは全県制覇ですね。まだ行けていない県もあり、そういう地域からオファーも多いんです」。兵庫県では過去に神戸、宝塚、有馬と3回の放送がありました。しばらく時間は要しますが、近い将来に『芦屋〜なぜ高級住宅地として発展したか〜』という高想を実現させる野望に燃えています。

(待前夢文)

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	31
支出年月日	平成 30年 8月 16日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

領 収 証

日本維新の会 芦屋市支部様

¥313

(消費税等 ¥23を含みます。)

但し、商品代(文具代)として
2018年 8月16日 上記正に領収しました。
ケーヨーデイツー 南芦屋浜店
電話：0797-25-2570
印字面の内側に折って保管して下さい。

D2ケーヨーデイツー
* 南芦屋浜店 * TEL 0797-25-2570

領 収 書

毎度ありがとうございます。
商品の返品・交換は、1週間以内
にお願致します。レシートを
必ずご一緒にお持ち下さい。

2018年 8月16日 (木) 17:54
DCM梱包用カステラ ¥213
カッター付クッキー用カステラ ¥100
小計 2点 ¥313
(内税対象額 ¥313)
(消費税等 ¥23)

現計 ¥313
お預り ¥400
お釣り ¥87

保管上のお願
印字面を内側に折って保管下さい

チラシへGO!

お買得
情報は
コチラ

※チラシを実施していない週は
ご利用できませんのでご了承下さい

支出内容 (按分の計算方法)	セロテープ 2ヶ分
その他	

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないよう
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付して

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	32
支出年月日	平成 30 年 8 月 17 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="margin: 5px 0;">日本維新の会 芦屋市議会議員団 様</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;">30 年 8 月 17 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> * ¥ 500 - </div> <p style="margin: 5px 0;">④ 印刷代として 上記正に領収いたしました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 30%;"> <p>内 訳</p> <p>収 入 部 局</p> <p>事務理部等 (印)</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;">芦屋市立あしや市民活動センター</p> <p style="text-align: center;">〒 659-8501 芦屋市あしや</p> <p style="text-align: center;">TEL 0797-86-6452 FAX</p> </div> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	市政報告会 配布資料印刷代 製版代 = ¥70 × 5 = ¥350 印刷代 ¥1 × 150 = ¥150
その他	



町議内容

1. 意見交換会
これだけは書っておきたい、聞いておきたいことなど
遺漏なくご発言下さい

もしも無いようであれば・・・

2. 議員定数と議員報酬について

3. JR芦屋駅南地区整備について

簡単な説明の後、ご意見を拝聴させていただきます

日本経済の会
芦屋市議会議員団

芦屋市議会の議員定数と議員報酬について

日本経済の会
芦屋市議会議員団

芦屋市議会の議員定数・議員報酬（他市比較）

市	議員数	議員報酬	議員定数	議員報酬
神戸市	153.7万	96	96	300,000円
西宮市	48.7万	41	41	287,000円
姫路市	48.2万	42	42	280,000円
宝塚市	22.4万	25	25	287,000円
伊丹市	19.8万	23	23	293,000円
川西市	15.6万	25	25	275,000円
伊藤市	9.1万	21	19	222,000円
三木市	10.9万	20	16	266,000円
三木市	14.4万	25	25	250,000円

注：神戸市は、議員報酬15,000円、議員定数に議員報酬額（例、中央区3,000円）
西宮市は、議員報酬28,000円、議員定数3,000円
30年度末まで削減3%削減
今年9月の地区から地区2区
今年5月の地区から地区2区

日本経済の会
芦屋市議会議員団

戸屋市議会 議員定数の変更

平成11年改選 定数20

平成15年改選 定数24 (△4) ⇒ 「議員数が多過ぎる」の声による

平成19年改選 定数22 (△2) ⇒ 財政難を考慮して削減

平成23年改選 定数22 (±0) ⇒ 1増減が認められるも差減

平成27年改選 定数21 (△1) ⇒ 候補として「議員数が多い」との声

日本銀行の会
戸屋市議会議員団

戸屋市議会 議員報酬の変遷

平成15年度 月額622,000円

平成17年度 月額590,900円 ⇒ 5%削減
(財政難による行政改革に準じた措置)

平成19年度 月額560,000円 ⇒ 5%削減
(財政難を考慮して条例改正)

平成27年度 月額591,000円 ⇒ 平成17年度を目安に増額
(特別報酬調査団会の審判を受け条例改正)

日本銀行の会
戸屋市議会議員団

JR芦屋駅南地区整備について

日本銀行の会
戸屋市議会議員団

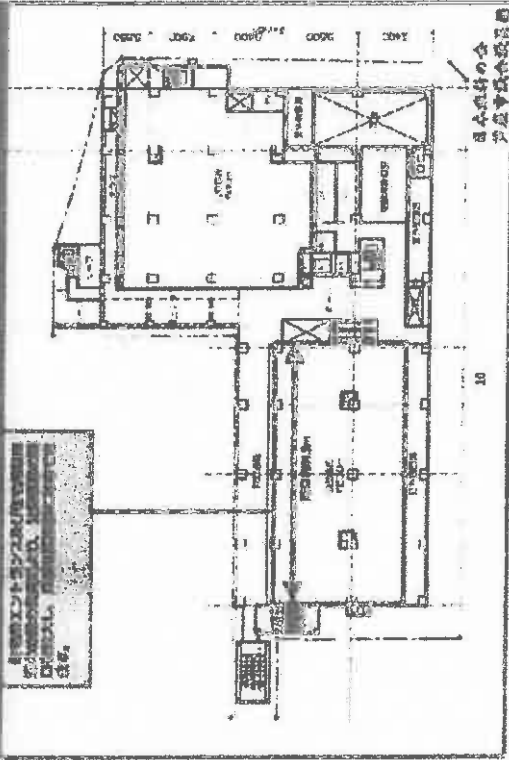
日本銀行の会
戸屋市議会議員団

議論の余地が残された課題

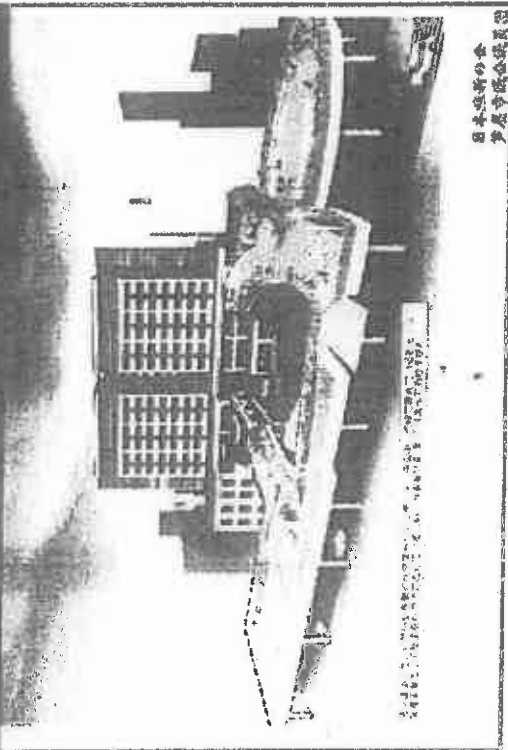
1. ペDESTリアンデッキの可否
2. 公益区画に何を誘致するか
3. ローターリーの形状
(バス・一般車)

日本銀行の会
戸屋市議会議員団

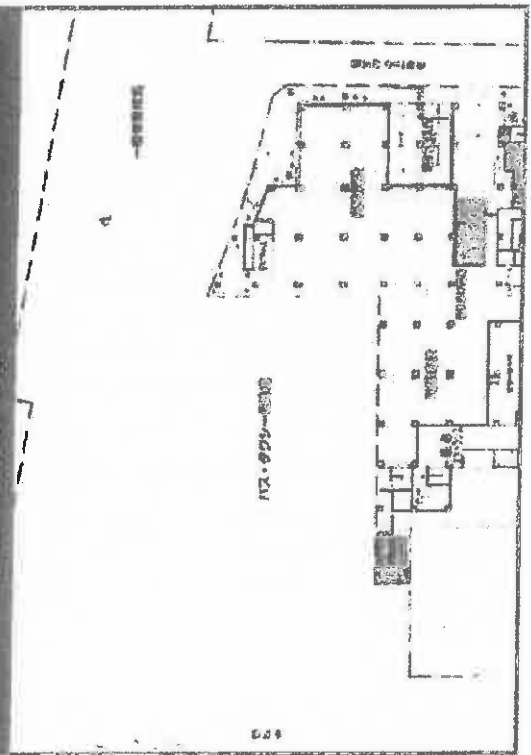
JR高尾駅南地区 駅前ビル3階 公益区画



JR高尾駅南地区 整備計画イメージ図



JR高尾駅南地区 駅前ロータリー



タウンミーティングに関するアンケート

本日はタウンミーティングにご参加いただき、ありがとうございます。
今後の報告会の参考とするため、ご意見・ご感想をお聞かせください。
(該当する番号を○で囲んでください)

日本維新の会 芦屋市議会議員団
大原 裕貴、寺前 尊文

1. どちらにお住まいですか？

- ① 阪急電車以北 ② 阪急電車以南～国道43号以北 ③ 国道43号以南
④ 市外

市内の方は、差し支えなければ町名を教えてください(_____) 町

2. あなたの年齢は？

- ① 19歳以下 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代
⑥ 60歳代 ⑦ 70歳代 ⑧ 80歳代

3. 開催を何でお知りになりましたか？(複数回答可)

- ① 日本維新の会芦屋市議会議員団の会派チラシ
② 議員のホームページ(SNS) ③ 議員から聞いた
④ その他(_____)

4. 報告内容についてお尋ねします。

1) 内容はどうでしたか？

- ① 良かった ② どちらとも言えない ③ 良くなかった
その理由をお聞かせください。

(_____)

2) 説明は分かりやすかったですか？

- ① 良かった ② どちらとも言えない ③ 良くなかった
その理由をお聞かせください。

(_____)

3) 資料は分かりやすかったですか？

- ① 良かった ② どちらとも言えない ③ 良くなかった
その理由をお聞かせください。

(_____)

裏面にもご記入ください。

5. 本日の市政報告会に関してご意見をお聞かせください。あわせて、会派・議員に対するご意見やご要望をお聞かせください。



ご協力ありがとうございました。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	33
支出年月日	平成 30年 8月 19日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p style="font-size: 2em;">別紙参照のこと</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	タウンミーティング開催に要した備品賃料
その他	

市民センター

市民会館

使用許可変更承認書兼精算書

(申請者名)
寺前 尊文 様

(団体名)
日本維新の会 芦屋市議会議員団

変更前				変更後			
使用日	使用施設	使用時間	金額	使用日	使用施設	使用時間	金額
平成30年08月19日 (日)	203室	09:00-12:00	3,600	平成30年08月19日 (日)	203室	09:00-12:00	3,600
小計			3,600	小計			3,600
附属設備使用料			0	附属設備使用料			3,800
合計			3,600	合計			7,400
既納額			3,600	受領額			3,800

注 合計額を訂正したものは無効です。

平成30年08月19日
芦屋市出納員 市民センター長
取扱者 [REDACTED]

33-2



附属設備等使用明細書

(申請者名)
寺前 尊文 様

(団体名)
日本維新の会 芦屋市議会議員団

芦屋市

使用日	使用設備名	数量	積算	金額
平成30年08月19日(日)	液晶プロジェクター	1	3,000×1	3,000
平成30年08月19日(日)	ワイヤレスマイクロホン	1	800×1	800
			使用料合計	3,800

市民センターご利用の皆様へ

開館時間・休館日




	開館時間		休館日
	平日・土曜日	日曜日・祝日	
市民会館 公民館	午前9時～午後9時30分	午前9時～午後5時	毎週火曜日
大ホール	午前9時～午後9時30分	午前9時～午後3時30分	毎週火曜日 (火曜日と祝日が重なった場合は祝日)
小ホール	午前9時～午後9時30分	午前9時～午後5時 (大ホールと合わせてご利用の場合、午後9時30分まで)	毎週火曜日 (火曜日と祝日が重なった場合、なおかつ大ホールと合わせてご利用の場合は祝日)
老人福祉会館	午前9時～午後9時30分	午前9時～午後5時 (祝日は休館)	毎週火曜日・祝日
図書館	午前9時30分～午後5時	休館	毎週火曜日・日曜日・祝日
定期休館日	8月13日・8月14日	年末年始 休館日	12月27日～翌年1月4日

- 申込受付時間 午前9時～午後5時30分(ただし、日曜・祝日は午後5時まで)
 - 申込受付期間 受付日(休館日)の場合は翌日
- | 施設区分 | 受付開始日 |
|------------|-------------------------|
| 大ホール・小ホール | 利用しようとする月の12か月前月の1日から |
| 市民会館各室 | 2か月前から |
| 公民館各室 | 2か月前から |
| 展示前・多目的ホール | 4か月前から |
| 老人福祉会館 | 1か月前から(展示を目的として使用する時のみ) |
- ※各施設とも年末年始が休館日となるため、年末年始の受付開始日については受付窓口へお問い合わせください。

- 利用の手続き
 - ・ 直接ご希望のうえ申し込みください。電話・メールによる予約・申し込みはできません。
 - ・ 受付は午前9時から開始します。
 - ・ 受付開始日の受付は午前9時から9時30分まで予約をお預かりし、9時30分の時点で精算を開始します。ただし、時間・場所が変更する場合は、9時30分に抽選を行い、使用者を決定します。
 - ・ 受付開始日が休館日にあたる場合は、翌日に受付します。
 - ・ あらかじめ登録した使用者は、インターネットで施設の予約ができます。登録予約は5日以内(申込みを含む休館日を含まない)に市民センター総合受付窓口にて正式な申込みをしてください。(仮予約受付期間は、総合窓口での受付開始日の翌日午前10時から使用日前日まで)
- 使用料金
 - ・ 施設使用料 申込み時に、全額を納めていただきます。
(ホールについては、やむを得ない場合のみ申込み日から、5日以内)
 - ・ 副都庁施設使用料 使用時までにお納めいただけます。
- 使用可能な施設
 - (1) 市内と市外の申込みが重なった場合は、市内の申し込みが優先されます。
 - (2) 公民館については、都庁の使用目的に合致した申し込みを優先します。
 - (3) 上記以外の場合は抽選します。
- 使用の制限
 - 次に該当する場合は、使用をお断りします。
 - 公共の秩序及び風紀を乱し、または、公堂を汚すおそれのあるとき。
 - 引き継ぎ7日を超える使用及び祝日、日曜等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長(教育委員)が特別認めるときは、この限りではありません。

- 契約的または、特許 権利の不法行為を行うおそれがある権利の利益になると認められるとき。
- 公民館において、次のような事業、祭典に使用するとき。
 - (1) もっとばら給料を目的とした活動を行う場合。
 - (2) 特定の政党の利益に關する活動を行う場合。
 - (3) 特定の宗教を支持し、特定の宗派を支援する活動を行う場合。
 - (4) 抗議をともなう集会を行う場合。
- その他市長(教育委員)が不適当と認めるとき。
- 使用の変更 (必ず事前に発行している使用許可申請書と印鑑をご持参ください)
 - 期日までに申し出があれば、1回に限り変更ができます。なお、変更は無料です。
 - ・ホール 使用日の6か月前まで
 - ・その他の施設 使用日の14日前まで
- 使用料の返付 (必ず既に発行している使用許可申請書と印鑑をご持参ください)
 - おめられた使用料は原則としてお返しできませんが、事前に申し出て取消を認められた場合は、申し出により次のとおり返付します。
 - ・ホール 使用日の6か月前まで (80%) または3か月前まで (50%)
 - ・その他の施設 使用日の14日前まで (50%)
 - ・閉鎖施設 使用前 (100%)
- 施設の撤廃
 - 使用中に建物や設備その他の異変などをこわしたときは、その損害を賠償していただきます。
- 使用時間
 - ご使用の時間帯はお守りください。また、ご利用の時間帯には「静態とあかたづけ」の時間も含まれていますのでご注意ください。利用の終了時刻には部屋を掃除、退出し、すみやかに部屋の鍵を返却してください。
- 給湯室の使用について
 - 湯のみ、やかん、コップ、ポット等は、各階の給湯室に有りますので、必要な量だけご使用ください。ご使用後は、給湯室に赤してお返しください。
 - お湯を流かされる場合は、安全のためその湯から離れないでください。
 - お茶の菓等は、使用者で準備をしてください。
- 使用上の注意
 - 部屋の鍵は本室受付で10分前からお返しします。お帰りの際は、受付カウンターまでお返しください。
 - 各施設の定員は、必ず守ってください。
 - 机・椅子の配列は、ご使用前の状態(窓際に配列を明示した案内板があります)に準拠のうえ、あとかたづけをお願いします。
 - お帰りの際はカーチンを開けた状態にしてください。
 - 空調、電灯のスイッチは必ず消してください。
 - お茶の湯は、給湯室にお返してください。また、大きなゴミや生ゴミの処理については、受付にお尋ねください。
 - 貴重品は必ず身につけ、また室内で鞆にならないようにご注意ください。
 - 許可なく物品の販売、貸出などへの貼り紙、くぎ打ちなどは禁止です。
 - 指定の場所以外に出入りしたり、許可を受けた以外の器具を使ったり、持ち出し等、ご遠慮ください。
 - 所定の場所以外での飲食はご遠慮ください。
 - 凶器、火薬、銃器、石油等の危険物の持ち込みは禁止です。
 - 各施設の設備は、室内専用です。
 - 使用に際し、登録用品は使用者でご準備ください。
 - 駐車場は有料で、駐車台数(27台)に限りがあります。できるだけ公共施設を優先してご利用ください。
 - 101室と102室へはエレベーター利用できないため階段での移動のみになります。
 - 音読等で大音量を発生させる場合は大ホール・小ホール・219号会議室のご利用は禁止です。
 - 219号会議室での飲食は禁止です。
 - その他の施設等の指示に従ってください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	34
支出年月日	平成 30年 8月 19日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 <p>リパーク芦屋業平町</p> <p>ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.jp</p> <p>領収書</p> <p>精算機  A 精算NO. </p> <p>車室番号 (自動車) 7</p> <p>入庫時刻 2018年 8月19日(日) 08:34</p> <p>精算時刻 2018年 8月19日(日) 15:40</p> <p>駐車料金 A料金 1,000円</p> <p>-----</p> <p>合計 1,000円</p> <p>現金入金額 1,000円</p> <p>釣銭 0円</p> <p>現金領収金額 1,000円</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	タウンミ-ライソフ'開館に要した駐車料

* まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

* 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	35																				
支出年月日	平成 30 年 8 月 20 日																				
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>ご利用明細</p> <p><small>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</small></p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p style="text-align: center;">☆☆まよ 振込 ☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥52,900</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥108</td> </tr> </table> <p>お受取人付</p> <p>銀行 支店 [REDACTED]</p> <p>お振込人は テラマ1 タカフミ 様</p> <p>お取扱日 30. 8. 20 電信振込</p> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="font-size: small;">取扱店</td> <td style="font-size: small;">年月日</td> <td style="font-size: small;">時刻</td> <td style="font-size: small;">印紙額申告済</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td style="text-align: center;">30. 8. 20</td> <td style="text-align: center;">09:39</td> <td style="text-align: center;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">銀行番号</td> <td style="font-size: small;">支店番号</td> <td style="font-size: small;">口座番号</td> <td style="font-size: small;">税務署承認済</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td style="text-align: center;">付につき返却</td> </tr> </table> <p style="font-weight: bold; margin-top: 5px;">三井住友銀行</p> </div>		お振込金額	¥52,900	振込手数料	¥108	取扱店	年月日	時刻	印紙額申告済	[REDACTED]	30. 8. 20	09:39	[REDACTED]	銀行番号	支店番号	口座番号	税務署承認済	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	付につき返却
お振込金額	¥52,900																				
振込手数料	¥108																				
取扱店	年月日	時刻	印紙額申告済																		
[REDACTED]	30. 8. 20	09:39	[REDACTED]																		
銀行番号	支店番号	口座番号	税務署承認済																		
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	付につき返却																		
支出内容 (按分の計算方法)	(貸料52,900円+振込料108円) × 按分率 $\frac{1}{4}$ = 13,252円																				
その他																					

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	36
支出年月日	平成 30 年 8 月 26 日
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p style="font-size: 24px;">別紙参照のこと。</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	タウンミーティング開催に要した貸室料、備品賃料

* まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

* 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

福祉センター使用許可書兼領収書

次のとおり許可します。

芦屋市長 [REDACTED]

申請者	氏名 (団体名及び代表者名) [REDACTED] 日本維新の会 芦屋市議会議員団 寺前 尊文 3252	会場 責任者	氏名 寺前 尊文
	住所 (団体の所在地) 〒 [REDACTED] 電話 [REDACTED]		住所 〒 [REDACTED] 電話 [REDACTED]
行事名	日本維新の会 タウンミーティング		
内容	芦屋市議会における議会活動の定例報告会		

使用日	使用時間帯	使用場所	入場者数	使用料
平成30年08月26日(日)	13:00-17:00	会議室 1	30	4,400

	使用料	加算総額	小計	減免額	差引使用料	支払済額	今回請求額
施設	4,400	0	4,400	0	4,400	0	4,400
設備	1,500	0	1,500	0	1,500	0	1,500
合計	5,900	0	5,900	0	5,900	0	¥ 5,900

特記事項
36-2

上記の料金を領収しました。 収納代理 社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会	領収印鑑 30.8.26	受付
	[REDACTED]	[REDACTED]

附属設備使用料金計算書

館名 福祉センター

受付番号 第 [REDACTED] 号

使用日	使用施設	附属設備名	単位	単価	数量	回数	金額
平成30年08月26日(日)	会議室1	会議室1音響設備	式	1,500	1	1	1,500
-施設計-							¥1,500
-日計-							¥1,500

使用許可書の請求額に
含まれています

36-3

行事名称	日本維新の会 タウンミーティング	附属設備	¥1,500
		その他加算額	¥0
使用責任者	[REDACTED] 日本維新の会 芦屋市議会議員団	合計	¥1,500

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	37																		
支出年月日	平成 30年 8月 31日																		
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費																		
領収書等貼付	(りて貼付できます。)																		
<p>新聞購読料 領収証</p> <p>寺前 尊文 様</p> <p>ご購入ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。</p> <p>2018年8月分 領収日 8月31日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 60%;">領収金額</td> <td style="text-align: right;">¥1,887</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">その他購読料等 領収証</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公明新聞</td> <td>1,887</td> <td>1</td> <td>1,887</td> </tr> </tbody> </table> <p>販売店 住所 TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]</p> <p>お申込No. [REDACTED]</p>		領収金額	¥1,887	品名	定価(税込)	部数	金額					品名	定価(税込)	部数	金額	公明新聞	1,887	1	1,887
領収金額	¥1,887																		
品名	定価(税込)	部数	金額																
品名	定価(税込)	部数	金額																
公明新聞	1,887	1	1,887																
支出内 (按分の計算方法)																			
その他																			

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。